

草津市まち・ひと・しごと創生本部会議の設置に係る考え方

1. 【目的】

平成26年11月に可決・成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市においても近い将来訪れる人口減少局面に対応するとともに、本市がさらに魅力的で、持続可能なまちであり続けるための取り組みを推進していくにあたり、部局間の緊密な連携を図り、人口減少社会における本市のあり方を全庁的に検討することを目的に「草津市まち・ひと・しごと創生本部会議」を設置する。

また、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に市町村の努力義務として規定されている、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画策定の取りまとめ等に関し、当本部会議にて対応しようとするものである。

「まち・ひと・しごと創生法」

第10条 市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2. 【組織】

草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

草津市まち・ひと・しごと創生本部会議

◆本部会議

本部長：市長
副本部長：副市長、教育長
本部員：部長会議構成員

◆幹事会

総括副本部長会議構成員

関係所属会議

（必要に応じて開催）

3. 【本部会議設置後の予定】

- ・平成27年1月9日：草津市まち・ひと・しごと創生本部会議の設置（随時開催）
- ・平成27年1月～2月：平成26年度2月補正・平成27年度当初予算への反映検討
- ・平成27年2月～3月：審議会設置準備（委員調整、附属機関設置条例改正手続き）
- ・平成27年4月：審議会設置（総合戦略案の答申までに4回程度の開催を想定）
- ・平成27年度末までに、草津市版「総合戦略」の策定

【参考①：関連が見込まれる市の計画】

- ・総合計画
- ・立地適正化計画
- ・地域公共交通総合連携計画
- ・公共施設等総合管理計画
- ・国土強靱化地域計画 など

【参考②：国の動き】

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して、平成 26 年 9 月 3 日付で閣議決定により、まち・ひと・しごと創生本部が設置された。

「まち・ひと・しごと創生法案」の施行に伴い、平成 26 年 12 月 2 日からは同法に基づく法定の本部として引き続き司令塔機能を担っていくこととされている。

<基本目標と基本的視点>

地方が成長する活力を取り戻し人口減少を克服することを基本目標とし、50 年度に 1 億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の 3 つを基本的視点とされている。

- (1) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- (2) 「東京一極集中」の歯止め
- (3) 地域の特性に即した地域課題の解決

<長期ビジョンと総合戦略の閣議決定について>

- ・平成 26 年 12 月 27 日、「まち・ひと・創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。

→長期ビジョン：50 年度に 1 億人程度の人口を維持することを目指し、日本の人口動向を分析し、将来展望を目指す。

→総合戦略：「長期ビジョン」を基に、今後 5 か年（H27～H31 年度）の政府の施策の方向性を提示する。

【参考③：県の動き】

平成 26 年 9 月に「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進本部」を設置され、来るべき人口減少・超高齢化を見据え、人口減少社会における滋賀県のあり方を全庁的に検討されている。

<その他の取り組み>

- ・「人口減少社会における豊かな地域づくりへの提案」を平成 26 年 10 月に政府に提出。
- ・県・市町人口問題研究会の設置・開催。（平成 26 年 11 月）
 - 人口動向・将来人口推計を踏まえた地域課題の分析、地域課題に対応するための政策の検討、地方人口ビジョン・地域版「総合戦略」の作成に必要な情報の共有等のために設置されたもの。